

入札公告

建設工事の請負について、次のとおり事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和2年10月12日

東吉野村長 水本 実

第1 入札に付する事項

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 工事番号 | 2社国交第1号 |
| 2 | 工事名 | 和佐羅中銚線1号無名橋補修工事 |
| 3 | 工事場所 | 奈良県吉野郡東吉野村大字大又地内 |
| 4 | 工事概要 | 工事延長 L = 11.2m
ひび割れ補修工 N = 1式
断面修復工 N = 1式
表面保護工 A = 16.3㎡
橋梁塗装工 A = 39.6㎡
桁補強工 N = 1式
支承取替工 N = 4基
舗装工(表層) A = 52㎡
舗装工(基層) A = 58㎡
伸縮継手工 L = 5.1m
仮設工 N = 1式 |
| 5 | 工事期間 | 契約締結日の翌日から令和3年3月24日 |
| 6 | 予定価格 | 29,304,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 7 | 最低制限価格 | 25,515,600円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 8 | 入札方法 | 投函による入札 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

東吉野村建設工事等競争入札参加資格を有し、鋼構造物工事の登録がある建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」といいます。）第27条の29の規定による総合評定値通知書（直近のもの。）における鋼橋上部の総合評定値（P）が800以上の者
- 配置技術者に関する条件
 - 3ヶ月以上の雇用関係にある配置技術者を工事期間中1名配置できること。
 - 次に掲げるいずれかの資格を有する者
 - 一級土木施工管理技士の資格を有する者
 - 一級建設機械施工技士の資格を有する者
 - 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限

る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者

エ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

4 現場代理人に関する条件

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、3ヶ月以上の雇用関係にある現場代理人を1名配置できること。なお、現場代理人、主任技術者及び監理技術者(特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。))を除く。)並びに専門技術者は、これを兼ねることができます。

5 設計事務の受託者との関連に関する条件

次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連があるものでないこと

名称 株式会社阪神コンサルタンツ

所在地 奈良市大宮町二丁目4番25号

6 その他

- ① 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。)について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。
- ② 開札の日までの期間に、東吉野村建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」といいます。)を受けていないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- ④ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

第3 入札に必要な書類

入札には次の書類を提出してください。

- 1 入札書(設計図書等に添付)
- 2 工事費内訳書(設計図書等に添付)

第4 入札日程

手続等	期間・期日・期限・場所等
公告及び入札説明書	令和2年10月12日(月) 役場前掲示板及び東吉野村ホームページ
設計図書等の閲覧	令和2年10月13日(火)～令和2年10月26日(月) 東吉野村地域振興課窓口 ※電子データ(DVD)を貸出しします。
事後審査型条件付き一般競争入札参加申込書の提出	令和2年10月26日(月) 午後5時まで 東吉野村地域振興課
設計図書等に関する質問の受付	令和2年10月29日(木) 午後4時まで 東吉野村地域振興課宛 FAX又はE-mailにて受付 FAX 0746-42-1255 E-mail tiikishinkou@vill.higashiyoshino.lg.jp
質問への回答	令和2年11月2日(月) 東吉野村ホームページに掲載及び地域振興課にて閲覧に供します。
入札・開札	令和2年11月11日(水) 午後1時30分 東吉野村役場 3階会議室2
事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の提出	令和2年11月12日(木)～令和2年11月13日(金) 午後4時30分まで 東吉野村地域振興課【持参による提出】

第5 事後審査

本入札は事後審査方式のため入札後において落札候補者から提出された「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「関係書類等」で審査します。

第6 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び東吉野村契約規則（昭和50年10月1日東吉野村契約規則第3号）第7条に該当する入札は、無効とします。

第7 その他の事項

- 1 入札執行回数は1回とします。
- 2 落札者となるべき者が無いときは、入札を打切るものとし、随意契約の手続に移行しないこととします。
- 3 入札保証金
入札保証金は免除します。
- 4 その他
入札参加申込みについて、入札手続の方法、落札者の決定方法及びその他の事項については入札説明書によります。